定　款

株式会社カドス・コーポレーション

定　款

第１章　総　則

（商号）

第１条　当会社は、株式会社カドス・コーポレーションと称し、英文では Cados Corporation と表示する。

（目的）

第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

１．建築工事業
２．土木工事業
３．建築工事、土木工事の企画、設計、監理及びコンサルティング
４．測量業
５．不動産の売買、賃貸、仲介及び管理
６．土木建築用資材の販売
７．損害保険代理業
８．広告代理店業
９．インターネットによる通信販売業
１０．食料品、酒類、清涼飲料水、医薬品、新聞、書籍及び日用品雑貨の販売
１１．コンビニエンスストアーの経営
１２．自然エネルギー等による発電、電気の供給及び販売
１３．前各号に附帯する一切の事業

（本店の所在地）

第３条　当会社は、本店を山口県山口市に置く。

（公告の方法）

第４条　当会社の公告の方法は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

（機関の設置）

第５条　当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

１．取締役会
２．監査役
３．監査役会
４．会計監査人

第２章　株　式

（発行可能株式総数）

第６条　当会社の発行可能株式総数は、３，６００，０００株とする。

（自己の株式の取得）

第７条　当会社は、会社法第１６５条第２項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

（単元株式数）

第８条　当会社の単元株式数は、１００株とする。

（単元未満株式についての権利）

第９条　当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

１．会社法第１８９条第２項各号に掲げる権利

２．会社法第１６６条第１項の規定による請求をする権利

３．株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

（株主名簿管理人）

第１０条　当会社は、株主名簿管理人を置く。

２　株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議により定める。

３　当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びにこれらの備置きその他株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。

（株式取扱規程）

第１１条　当会社の株式に関する取扱い及びその手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第３章　株主総会

（基準日）

第１２条　当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年７月３１日とする。

（招集及び招集権者）

第１３条　当会社の定時株主総会は、事業年度末日の翌日から３ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。

２　株主総会は、法令に別段の定めがある場合のほか、取締役会の決議により代表取締

役社長がこれを招集する。代表取締役社長に事故があるときは、あらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれを招集する。

（議長）

第１４条　株主総会の議長は、代表取締役社長がこれに当たる。代表取締役社長に事故があるときは、あらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

（決議）

第１５条　株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合のほか、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

２　会社法第３０９条第２項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う。

（株主総会参考書類等の電子提供措置）

第１６条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

２　当会社は、電子提供措置事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

（議決権の代理行使）

第１７条　株主又はその法定代理人は、他の株主を代理人として議決権を行使することができる。この場合は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を提出しなければならない。

２　株主は、前項の代理権を２人以上の者に行使させてはならない。

（議事録）

第１８条　株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録する。

第４章　取締役及び取締役会

（取締役の員数）

第１９条　当会社の取締役は３名以上１０名以内とする。

（取締役の選任）

第２０条　当会社の取締役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

２　当会社の取締役の選任については累積投票によらないものとする。

（取締役の任期）

第２１条　取締役の任期は、選任後２年以内の終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

２　補欠又は増員により選任された取締役の任期は、前任取締役又は他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。

（代表取締役及び役付取締役）

第２２条　取締役会の決議をもって、取締役の中から代表取締役若干名を選定する。

２　取締役会は、その決議によって、取締役会長及び取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役を各若干名選定することができる。

（取締役会の招集権者及び議長）

第２３条　取締役会は、代表取締役社長がこれを招集し、議長となる。代表取締役社長に事故があるときは、あらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれを招集し、議長となる。

２　取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の３日前までに発する。ただし、緊急を要する場合は短縮することができる。

３　取締役会は、取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

（決議）

第２４条　取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

（取締役会の決議の省略）

第２５条　取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項について決議に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときは、この限りではない。

（取締役会議事録）

第２６条　取締役会の議事については、法務省令に定めるところにより議事録を作成し、出席した取締役及び監査役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名を行う。

（取締役会規程）

第２７条　取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

（取締役の責任免除）

第２８条　当会社は、会社法第４２６条第１項の規定により、取締役会の決議によって、同法第４２３条第１項の取締役（取締役であった者も含む。）の責任を法令の限度内において免除することができる。

2　当会社は、会社法第４２７条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第４２３条第１項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

（取締役の報酬等）

第２９条　取締役の報酬、賞与その他の職務遂行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議をもってこれを定める。

第５章　監査役及び監査役会

（監査役の員数）

第３０条　当会社の監査役は、３名以上５名以内とする。

（監査役の選任）

第３１条　当会社の監査役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

2　当会社は、会社法第３２９条第 3 項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。

3　前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会が開催されるまでの間とする。

（監査役の任期）

第３２条　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2　補欠により選任された監査役の任期は、前任監査役の任期の満了すべき時までとする。

（常勤の監査役）

第３３条　監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

（監査役会の招集）

第３４条　監査役会は、各監査役が招集する。

2　監査役会の招集通知は、会日の３日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

3　監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。

（監査役会の決議方法）

第３５条　監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

（監査役会議事録）

第３６条　監査役会の議事については、法務省令に定めるところにより議事録を作成し、出席した監査役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名を行う。

（監査役会規程）

第３７条　監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

（監査役の責任免除）

第３８条　当会社は、会社法第４２６条第１項の規定により、取締役会の決議によって、同法第４２３条第１項の監査役（監査役であった者も含む。）の責任を法令の限度内において免除することができる。

２　当会社は、会社法第４２７条第１項の規定により、監査役との間に、同法第４２３条第１項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

（監査役の報酬等）

第３９条　監査役の報酬等は、株主総会の決議をもってこれを定める。

第６章　会計監査人

（会計監査人の選任）

第４０条　会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

（会計監査人の任期）

第４１条　会計監査人の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

２　会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

（会計監査人の報酬等）

第４２条　会計監査人の報酬等は、代表取締役社長が監査役会の同意を得て定める。

第７章　計　算

（事業年度）

第４３条　当会社の事業年度は、毎年８月１日から翌年７月３１日までの１年とする。

（剰余金の配当）

第４４条　当会社の期末配当の基準日は、毎年７月３１日とする。

２　前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

（中間配当）

第４５条　当会社は、取締役会の決議によって、毎年１月３１日を基準日として中間配当をすることができる。

（剰余金の配当等の除斥期間）

第４６条　剰余金の配当は、支払開始の日から満３年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れるものとする。

２　未払の配当金には、利息をつけない。

以　上

改正　２０１９年９月２７日
改正　２０２０年１０月２３日
改正　２０２１年１０月２７日
改正　２０２３年１０月２６日
改正　２０２４年４月１１日
改正　２０２４年６月３日